

昭和四十二年厚生省令第二十二号

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法  
施行規則  
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第十六条の規定に基づき、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則を次のように定める。

（特別給付金の請求手続）

第一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第三条の規定により特別給付金を受けようとする者（法第六条の規定により選定された者（以下「被選定人」という。）によつて特別給付金を受けようとする場合は、その被選定人とし、以下「請求者」という。）が、同条第一項の特別給付金を受けようとする者であるときは、様式第一号、同条第五項の特別給付金を受けようとする者は、様式第一号の二、同条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは、様式第一号の五、同条第七項の特別給付金を受けようとする者であるときは、様式第一号の六、同条第十項の特別給付金を受けようとする者は、様式第一号の四、同条第八項の特別給付金を受けようとする者は、様式第一号の七、同条第十一項の特別給付金を受けようとする者は、様式第一号の八、同条第十二項による戦没者の父母等に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）第三条の規定により特別給付金を受けようとする者の全員が署名した様式第二号による請求者選定期届を添付しなければならない。

二 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）が法第三条第一項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定

する請求書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等又は次に掲げる規定により遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者であることを明らかにできる書類

イ 法附則第四項、第七項、第十項、第十一項、第十四項、第十九項、第二十二項、第二十五項、第二十八項、第三十三項、第三十四項、第四十五項、第五十二項又は第五十九項、第六十一号）附則第四条の三第一項

ロ 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六十一号）附則第三十項の規定に該当する者であることを明らかにすることができる書類

ハ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の三第一項

二 請求者について、死亡した者が死亡によりその死亡した者以外に子又は孫（請求者が法第二条の二の規定に該当する場合には、請求者と氏を同じくする子又は孫とする。以下この号において同じ。）がなく、かつ、その後昭和四十二年三月三十一日（法第二条の二の規定に該当する者にあつては昭和四十年九月三十日とし、前号に掲げる規定により遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者にあつては昭和五十九年九月三十日までの間に請求書に規定する）までの間に法第二条第一項に定められたし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにことができる書類

三 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者として法第三条第一項の規定に該当する者と氏を同じくする法第三条第五項に規定する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者は、第一項に規定する者であることを明らかにできる書類

イ 法附則第十七項、第四十項、第四十四項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者と氏を同じくする法第三条第五項に規定する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者は、第一項に規定する者であることを明らかにできる書類

ロ 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六十一号）附則第三十項の規定に該当する者であることを明らかにすることができる書類

ハ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の三第一項

四 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者として法第三条第一項の規定に該当する者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合に、法附則第五十四項の規定に該当する者である場合は昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする子又は孫もいなかつたものであることを明らかにできる書類

五 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者と氏を同じくする子又は孫のうちには請求権利を有することとなる者がいないことを明確にすることができる書類

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

三 法附則第十七項の規定に該当する者である

四 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

五 死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

三 法附則第十七項の規定に該当する者である

四 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

五 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

昭和五十六年十月一日、法附則第四十二項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第四十九項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第六十三項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第五十六項の規定に該当する者である場合には平成十五年四月一日、法附則第六十四項の規定に該当する者である場合には平成二年四月一日において法第三条第五項各号

に該当することを明らかにすることができる書類

三 請求者について、第一号の権利を取得した日から五年を経過する日の前日までの間に、その者と氏を同じくする法第三条第五項に規定する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者は、第一項に規定する者であることを明らかにすることができる書類

イ 法附則第十七項、第四十項、第四十四項、第五十四項又は第六十一項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者は、第一項に規定する者であることを明らかにすることができる書類

ロ 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六十一号）附則第三十項の規定に該当する者であることを明らかにすることができる書類

ハ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の三第一項

四 請求者について、第一号の権利を取得した日から五年を経過する日の前日までの間に、その者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合は昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする子又は孫もいなかつたものであることを明らかにすることができる書類

五 請求者（法附則第三十項、第三十五項、第四十二項、第四十九項、第五十六項又は第六十三項の規定に該当する者として法第三条第一項の規定に該当する者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合は昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする子又は孫もいなかつたものであることを明らかにすることができる書類

六 請求者について、第一号の権利を取得した日から五年を経過する日の前日までの間に、その者と氏を同じくする子又は孫がなく、かつ、その後法附則第十七項に該当する者である場合は昭和四十九年九月三十日までの間に氏を同じくする子又は孫もいなかつたものであることを明らかにすることができる書類

三 法附則第十七項の規定に該当する者である

四 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

五 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

二 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

三 法附則第十七項の規定に該当する者である

四 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

五 死亡した者の死亡の日を明らかにすること

である場合には平成十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第六十一項に該当する者である場合には平成二十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類。

法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第五項」と読み替えるものとする。

法第三条第七項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第六項」と読み替えるものとする。

法第三条第八項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第七項」と読み替えるものとする。

法第三条第九項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第八項」と読み替えるものとする。

法第三条第十項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第九項」と読み替えるものとする。

法第三条第十項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第十項」と読み替えるものとする。

法第三条第十一項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。

法第三条第十二項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十一項」とあるのは、「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。

この場合において、同項第一号中「法第三条第十二項」とあるのは、「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。

法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十一項」とあるのは、「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。

法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十二項」とあるのは、「法第三条第十三項」と読み替えるものとする。

**第二条** 法第七条第一項の規定により特別給付金を受けようとする相続人は、前条に規定する請求書及び添付書類に、戸籍の謄本その他その者が特別給付金を受ける権利を有する者の相続人が別れに記載することができる書類を添えて、裁定機関に提出しなければならない。

前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、前項に規定する書類に次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

他に同順位の相続人の同意書を記載した書類を記載しない場合、その旨を記載した書類でなければならぬ。

前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類

**第三条** 裁定機関は、請求者が特別給付金を受けられる権利を有するものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金裁定通知書（様式第三号）を請求者に交付しなければならない。

裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金却下通知書（様式第四号）を請求者に交付しなければならない。

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区については、区長）、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出するものとする。

**第四条** 戦没者の父母等に対する特別給付金請求書は、申請者の居住地の市町村長、都道府県に提出するものとする。

届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。（請求書等の經由）

**第五条** 第三条第三項の規定に基づく申請に係る申の場合は、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第九項」と読み替えられるものとする。

法第三条第十項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第十項」と読み替えるものとする。

法第三条第十一項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは、「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。

法第三条第十二項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十一項」とあるのは、「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。

この場合において、同項第一号中「法第三条第十二項」とあるのは、「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。

法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十二項」とあるのは、「法第三条第十三項」と読み替えるものとする。

法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第十二項」とあるのは、「法第三条第十三項」と読み替えるものとする。

**第六条** 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三三号に適合する九十三リメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

**第七条** 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トライックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

**第八条** 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X〇六〇五号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 請求者の氏名

二 請求年月日

附 則  
（昭和四三年五月一日厚生省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**第五条** 第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号、様式第一号の二、様式第一号の三、様式第一号の四、様式第一号の五、様式第一号の六、様式第一号の七、様式第一号の八、様式第一号の九又は様式第一号の十による戦没者の父母等に対する特別給付金請求書の提出については、これららの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行つことがで

**第一条** この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

**附 則  
（昭和四五年五月一日厚生省令第十八号）**

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

（施行期日）

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

（附 則）

**第一条** この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

**附 則  
（昭和四七年五月一九日厚生省令第二三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

（附 則）

**第一条** この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

（附 則）

**第一条** この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

（附 則）

**第一条** この省令は、昭和四四年八月二一日厚生省令第十二号）抄

この省令は、昭和四四年八月二一日厚生省令第十二号）抄

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

（附 則）

**第一条** この省令は、昭和四四年八月二一日厚生省令第十二号）抄

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、未帰還者に関する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別援護法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされた手續とみなす。

**附 則（昭和四八年七月二十四日厚生省令第二七号）**

この省令は、公布の日から施行する。  
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）附則第十項又は附則第十一項の規定により同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者又はその者の相続人が、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第一項の規定に基づき同項の請求書を提出する場合においては、同条第二項第三号中「昭和四十二年三月三十日」とあり、及び同条第三項第一号中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十年九月三十日」とする。

昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に關し、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「六年」とする。

昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に關し、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「六年」とする。

**附 則（昭和五三年四月二八日厚生省令第二四号）**

この省令は、平成の日から施行する。されぞれ「昭和四十九年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十九年九月三十日」とする。

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（昭和五八年五月四日厚生省令第二四号）**

この省令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（昭和五八年五月四日厚生省令第二四号）**

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（昭和六二年三月二八日厚生省令第二〇号）**

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第二三五号）**

この省令は、昭和六十三年五月二十四日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第一〇号）抄**

この省令は、公布的日から施行する。

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第一〇号）**

この省令は、昭和六十三年五月二十四日から施行する。

**附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第一〇号）**

この省令は、昭和六十三年五月二十四日から施行する。

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第一〇号）**

この省令は、昭和六十三年五月二十四日から施行する。

給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同條第一項中「様式第一号の七」の下に「、同条第十一項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八」を加える部分、同条第十一項中「第三条第十項」を「法第三条第十項」に改める部分及び同條に一項を加える部分を除く。）は同年十月一日から施行する。

**附 則（平成一一年三月二六日厚生省令第二九号）**

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（平成一二年三月二七日厚生省令第三九号）**

この省令は、平成十二年三月二七日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（平成一二年三月二七日厚生省令第七四号）**

この省令は、平成十二年三月二七日から施行する。

**附 則（平成一二年三月二七日厚生省令第七四号）**

この省令は、平成十二年三月二七日から施行する。

**附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七四号）**

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七四号）**

この省令は、公布的日から施行する。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙についてでは、当分の間これを取り繕つて使用することができる。

**附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七四号）**

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七四号）**

この省令は、公布的日から施行する。

**附 則（平成一九年九月二十五日厚生労働省令第六八号）**

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則（平成一九年九月二十五日厚生労働省令第六八号）**

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（平成一九年九月二十五日厚生労働省令第六八号）**

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三八号）**

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三八号）**

この省令は、公布的日から施行する。

（施行期日）  
**附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三八号）**

この省令は、公布的日から施行する。













様式第四号(第3条関係)

## 越下通知書 第 号

下記のとおり越下したので通知します。

令和 年 月 日

誕生介護大変  
御迷惑軽減

相 手 の 姓 名 其 の 性 別	被 役 者 等 の 姓 名 其 の 性 別
	被役者等の役名等に対する特別銀行金支詰法 特別銀行金支詰法 年 月 日
諸 水 者	年 月 日
死 亡 者	年 月 日

越下理由

相手の部分に不備があるときは、この部分の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、修正を請  
うることとする。  
この部分の不備のあるときは、この部分の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、相手部分を  
持つ場合に因る限りとして、[通知]において當社代表する者自ら直接、該通知事項が当社行  
為のものである旨を明示する旨の書面を提出する。但し、該通知事項が當社行  
為のものである旨を明示する旨の書面を提出する場合は、該通知事項が當社行  
為のものである旨を明示することができないときは、ただし、何か通知を受けた日の翌日から起算  
して3ヶ月以内に當社代表する者をして該書面に、何かの通知を受けた日の翌日から起算  
して3ヶ月以内に當社代表する者をして該書面に、何かの通知を受けた日の翌日から起算

(A頁4番)